

水路清掃作業要領

1. 作業の種類 しゅんせつ 草・竹木の刈払
2. 作業用具 草刈り機・スコップ・鎌・なた・のこぎり・熊手
3. 作業要領

- 刈払物は絶対水路内へ投棄しないで下さい。
- 水路内の転石・土砂・木・竹・その他除去物は、再度水路に落ちないように処理して下さい。
特にガラス、ビン類は危険物ですから、各自持ち帰って処分して下さい。
水路区間で発生するゴミ(ガラス・ビン・カン類)は所定の場所に区分して処分して下さい。
- 刈払の幅は両岸とも通行に支障なき程度。
上流部の広瀬区間では、水路の両側それぞれ 2.0m 程度。
下流部地区においては、水路の両側それぞれ 1.5 ~ 2.0m 程度。
- 刈払後水路内に落ちた草・枝・葉類は暗渠やサイフォン部分で通水障害の原因になりますので、熊手等を使い出来るだけ排除・清掃して、作業を終了して下さい。
- 水路内の土砂は、出来るだけ田の土手の方には置かないようにして下さい。

※作業箇所参考例：右岸幹線用水路南古賀付近

